

# 農業委員会だより



2020.11 No.31



あきたこまち採種圃圃場にて

## 安全安心な米作りは優良種子から

大雄水稲採種圃部会は、あきたこまちの高品質種子粉の安定的生産供給と流通を図ることを目的に、昭和51年大雄村農協時代に設立された部会です。

9月7日、刈取り前の成熟期本審査が実施されました。当日は、部会員と県担当者、JA職員らが3班にわかれ119筆4,462aを審査。生育状況と異茎株（草丈や熟期の異なる株）の調査、いもち病の発生や倒伏状況を確認しました。品質の特性を正確に保持することが求められる採種圃の栽培では、徹底した栽培管理が行われており、今回の審査のほかに出穂期審査、育苗期と分けつ期に巡回指導が行われています。

今年は7月上旬以降、降雨日が多く中干しが十分に行えなかったことや、局地的な降雨により倒伏のある圃場が見られたものの、生育状況は良好とのことでした。採種圃では、良質な種子粉の収穫のため、刈取り直前まで部会員による管理が続きました。

## 目次

■ 農業委員会活動情報	2
■ 農業委員会委員募集	3・4
■ 横手市賃借料情報	5
■ 下限面積要件について	5
■ 農業者年金・全国農業新聞	6
■ 編集後記	6

# 農業委員会活動情報

## 市町村農業委員会

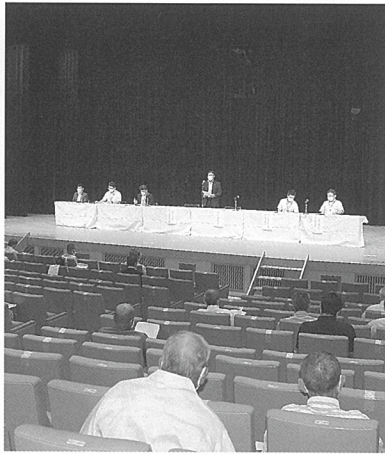
### 地区別研修会

8月26日、県南地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局職員を対象に、市町村農業委員会地区別研修会が開催されました。

「人・農地プランの実質化」について、県農林部農林政策課より進捗状況や、今後の農業委員と推進委員の取組みのポイントについて説明がありました。

令和2年度末まで、「①アンケート結果を活用し、地域の状況を地図化して把握する。②地域の徹底した話し合いを実施して、プランを実質化する。」ために農業委員会には「農地所有者の農業上の利用意向の把握」と「地域の話し合いへの出席」等の必要な協力を行うことが求められる。地域の話し合いを牽引するコーディネーター役としての取組みと、実質化されたプランの実行に向けた積極的な活動がポイントになるとの説명이ありました。

また、実践事例としてすでに実質化の取組みを進めている仙北市農業委員会から、話し合いで集約された意見の内容など具体的な説明があり、今後の取組みに向けて非常に有意義な研修となりました。



女性の視点を入れれば農業は伸びる

### 商工会議所・商工会女性部と 女性農業委員との意見交換会

9月2日、女性農業委員の新たな取組みとして、横手商工会議所とよこて市商工会の各女性部の方をお招きして意見交換会を開催しました。

当日は、女性農業委員らが自家栽培した野菜などを使って手作りした

お茶うけで、参加された方々をおもてなしし、和やかな雰囲気の中か話し合いが行われました。

意見交換会では、「農業に関する相談はあるが、複雑でどこに相談したらよいかわからない。」「地域に女性委員がいることを知って、相談がしやすいと感じた。」という意見や、消費者として農業を応援するための様々なアイデアや質問が出され、生産者同士では思いもよらない意見に触れて、多くの刺激を受けました。今回の意見交換会を通して、女性が業種や世代を超えて繋がることで、農業が今以上に多くの方々を理解されるのではないかと感じました。今後女性ならではの強みを活かしながら、活動の場を広げていきます。



## 農地利用状況調査を実施しています

遊休農地の発生防止・解消や、農地の違反転用の早期発見のため、毎年6月から11月にかけて農業委員会による農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。調査の結果については、農業委員会に設置された農地・農政推進委員会へ報告され、現状と課題を整理し、今後の対応について検討が行われます。

農家の高齢化や兼業化が進み、今後ますます農地の維持管理が困難となることが考えられますが、優良な農地の維持と有効活用を図るため、農家の皆さんには適正な管理をお願いします。

農地に関する貸借や売買や転用などについては、お気軽に地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、又は農業委員会事務局へご相談ください。



# 横手市農業委員会の委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します

令和3年3月31日で現委員の任期が満了となることから、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を次のとおり募集します。

## 1 募集人数

農業委員 24人

農地利用最適化推進委員 23人

(農地利用最適化推進委員は、下記の担当区域ごとに募集します。)



担当区域	募集人数
横手地域	3人
増田地域	3人
平鹿地域	3人
雄物川地域	4人
大森地域	4人
十文字地域	2人
山内地域	2人
大雄地域	2人

## 2 任期

農業委員 令和3年4月1日から令和6年3月31日

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱した日から令和6年3月31日

## 3 募集期間

令和2年11月13日(金) ~ 令和2年12月10日(木)

**【必着のこと】**

### お問い合わせ先

農業振興課農業政策係	32-2112	十文字地域課産業建設係	42-5119
増田地域課産業建設係	45-5515	山内地域課産業建設係	53-2934
平鹿地域課産業建設係	24-1118	大雄地域課産業建設係	52-2111
雄物川地域課産業建設係	22-2187	農業委員会事務局	35-2172
大森地域課産業建設係	26-2116		

【裏面に続く】

## 4 農業委員と農地利用最適化推進委員の業務内容と、推薦及び募集に関する要件等

	農業委員	農地利用最適化推進委員
活動の範囲	横手市全域	担当区域
主な業務内容	(1) 農地法等に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可	(1) 農業委員との連携による農地等の利用の最適化のための現場活動
	(2) 担い手へ農地の利用集積 (3) 遊休農地の発生防止・解消 (4) 新規参入の促進 (5) 農地の無断転用の防止・解消など ※活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局へ提出	
推薦を受ける者または応募する者の資格	(1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、そのための活動ができる方
	(2) 市内に住所を有する方（ただし、農業委員については、市外に住所を有していても、市内に農地を所有し経営を行っている方は推薦を受ける又は応募することができます。） ※次のいずれかに該当する方は除きます。 ・法令により兼職が禁止されている方や公務遂行上適当と認められない方 ・暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方	
任期	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	農業委員会が委嘱した日から 令和6年3月31日まで
報酬額	月額 41,000円	月額 35,000円
推薦・応募方法及び応募書類等	○農業者や団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法があります。詳細については、募集要項をご確認ください。 ○推薦・応募書類及び募集要項は、3ページ記載の【お問い合わせ先】の窓口にご用意しております。（市ホームページからもダウンロードできます。）	
提出先	○持参の場合は、「農業委員会事務局」及び「各地域局地域課」窓口まで ○郵送の場合は、「〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 横手市農業委員会事務局」宛	

# 横手市農地賃借料情報

農地の貸し借りをを行う場合は、耕作条件等十分考慮し、当事者間の話し合いにより賃借料を決定して下さい。

(10a当たり)

地域	平均額	(田)	(畑)	データ数	
				(田)	(畑)
横手 最高額 (22,000円) 最低額 (6,000円)	12,240円	12,233円	13,333円	1,254件	24件
増田 最高額 (15,000円) 最低額 (5,000円)	11,426円	11,490円	7,597円	243件	14件
平鹿 最高額 (30,000円) 最低額 (1,000円)	13,341円	13,407円	5,543円	1,185件	22件
雄物川 最高額 (26,164円) 最低額 (1,000円)	15,378円	15,472円	5,219円	220件	10件
大森 最高額 (20,000円) 最低額 (6,000円)	13,416円	13,412円	16,000円	183件	1件
十文字 最高額 (22,000円) 最低額 (5,000円)	14,801円	14,808円	13,986円	427件	12件
山内 最高額 (30,000円) 最低額 (5,000円)	16,196円	10,571円	30,000円	13件	2件
大雄 最高額 (25,000円) 最低額 (7,000円)	15,501円	15,434円	18,786円	268件	4件
<b>全地域平均</b>		<b>13,453円</b>		3,793件	89件

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※平均額は、データ数による加重平均です（畑の賃借料については、果樹畑も含まれています。果樹畑の賃借料は、品種・樹齢等により増減します）。

平成21年の農地法の改正に伴い、それまでの標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地の賃貸借契約時の賃借料を情報提供するものです。

昨年締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）となっています。

## 農地法3条の許可要件（下限面積要件）について

耕作のために農地の売買、贈与、貸借をするときは、農地法の規定により農業委員会の許可を得ることが必要です。この許可を得るためには、権利取得後に経営する農地面積の合計が、法令で定める下限面積（50a）以上に達している必要があります。



どうして下限面積（50a）が定められているの？

農地の細分化所有により経営面積が小さくなると生産性が低下し、農業経営が効率的かつ安定的に行われなくなることが想定されることから、許可後の経営面積が一定以上（50a）になるよう下限面積が定められています。



農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができますこととなっています。

横手市では令和2年4月15日開催の総会において、下限面積を市全域で50aとし、別段面積は設定しないことを決定しました。

豊かな老後に備えて

# 農業者年金

に加入しましょう！

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

年間 60 日以上  
農業に従事

国民年金 1 号  
被保険者

国民年金被保険者納付免除者を除く

60 歳未満

ご存じですか？

農家の方は長生きですが…  
老後はお金の心配をせずに暮らしたい。  
しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガや病気もあります。  
・65歳の日本人の平均余命は  
男性19年(84歳)、女性24年(89歳)  
農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

こんなにかかる老後生活  
高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万～24万円が必要です。  
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は  
月々約6万5千円(40年加入の場合)  
夫婦あわせて月額約13万円です。  
厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万1千円です。

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。農業者の皆さまも、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。



## 広報・食農推進委員会

委員	副委員長	委員長
高瀬俊作	遠藤タミ子	菅原一太郎
小笠原夏子	佐藤真志子	小野寺稲子
千葉尚也	高橋由美子	木村尚也

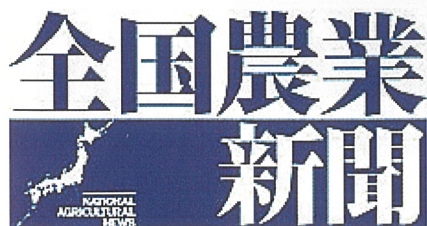
広報・食農推進委員  
佐藤 真志子

## 編集後記

今年には新型コロナウイルス感染症により生活が変化するなか、長雨と猛暑の夏が過ぎ、今ようやく秋の好天に恵まれ、稲作りも終了しようとしています。  
この夏は、全国的にも長雨と日照不足により、野菜の価格が高騰しました。ですが、自給自足生活は農家の特権であり、一粒の種が食を守ってくれていることをしみじみと感じました。  
どんな災害にもめげず強く頑張れる農業を維持していきたいものです。秋の夕日に輝く稲株を見て、農地の大切さを思い、遊休農地が増えないことを願ってやみません。



毎日だと大変…そんなあなたに  
まとめて読める週刊誌!!



- 地域を元気にする情報を提供します。
- 農地を守り、担い手を応援する農業委員会活動を伝えます。
- 家族全員が楽しめる記事が充実しています。

購読申込みは農業委員会事務局または  
各地域局農業委員会担当まで。

週刊 月4回金曜日発行 月700円、年8,400円(消費税込)